

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成30年1月19日

今治市監査委員 川口 義輝  
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
日高保育所	平成29年12月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金については、市会計規則により収納した歳入金を毎日現金受払簿に記帳し、領収済書を添え、払込書により指定金融機関等の翌営業日午前10時までに、指定金融機関等に払い込みされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金については、市会計規則のとおり、指定金融機関に翌営業日午前10時までに払い込みするよう改めた。</p>	